

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	令和8年4月30日
※受理番号	136-36
※備考	

変更届出書

令和8年4月30日

福岡市長 様

オリックス不動産株式会社
代表取締役 北村達也
東京都港区浜松町二丁目3番1号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス吉塚店
福岡市東区馬出六丁目1番1号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前8時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後10時30分

(変更後) 午前7時30分～午後10時30分

3 変更する年月日

令和8年5月1日

4 変更する理由

営業政策による

